

会報

公認会計士三田会



大学部開設百年記念に思う

塾長 石川 忠雄

今年もまた塾長としての巻頭言を寄せることになった。昨年は「実学の府としての首位の座」と題し、過去15年の長きに亘り、公認会計士試験の二次合格者数の大学別の実績に於て、わが慶應義塾大学が連続してトップの座を守り続けたことを、改めて讃えたものであった。

今回は編集部からの要望もあり、例年とは視角を変えて、昨平成2年、わが国私学として慶應義塾が初めて大学部を開設して100年の歳月を重ねたことに關し、少しくその過去を顧みたい。明治23年、義塾は文学・理財・法律の三学科よりなる大学部を開設した。それはある意味で明治19年、政府の東京帝国大学創設を意識したものといえるかも知れない。ただその際福沢先生としては官立大学の二番煎じの道を歩みたくはなかった。時代の趨勢と要請を先生を見究めていた。その結果宣教師ナップの斡旋で、ハーバード大学の時の総長エリオット博士に書翰を送り、同博士の推挙により、3人の外人主任教授を慶應義塾に招いたのである。即ち、リスカム、ドロッパーズ、ウィグモアの3氏がそれで、日本での大学の国際交流の先駆をなすものであった。第1回の大学部入学者は僅か59名に過ぎなかつたが、蒔かれた一粒の種はその後大きく育ち、今や大学院に8つの研究科、

8つの学部、塾生数2万5千、そして塾員21万を擁する代表的私学にまで成長したのであった。

その発展の軌跡を眺める時、私は三つの特徴を思ひざるを得ない。その一つはいうまでもなく創立者に福澤諭吉という近代日本の産んだ偉大な先覚を仰いでいることである。「自我作古」といい、「独立自尊」といい、先生によって示された建学の理念は永く不朽といってよい。その二つは、時代の変化と社会の要請に応じて、学問の府としての慶應義塾の研究と教育が、常に先導性を維持し続けてきたことである。第三には、「社中一致」という言葉が象徴するように、私学としての義塾を支えたのは、卒業生たる塾員の物心両面の協力に負うものといわねばなるまい。

しかも注目されるのは明治23年1月27日の始業式で述べた先生の言葉である。それは極めて示唆に富むものであった。曰く「大学の學問も亦是れ一藝なれば、之を脩めて業を卒りたれば、深く之を内に蔵めて、外は活潑に世務に當り、無數の俗物と雜居して俗事を行い、互に相触れ相摩擦するの際に、自然に其俗をして正に歸せしめ、以て我學問の区域を拡むる事を謀る可し」と。

それは正にわが公認会計士三田会の意図する平素の念願でもあるのである。

公認会計士三田会・会報（第15号）

—1991年1月発行—

一目 次一

1. 卷頭言……………塾長 石川忠雄……1A
—大学部・開設百年記念に思う—
2. 土地税制改革・地価税の創設……………衆議院議員 塩川正十郎……3A
—平成3年度税制改正について—
3. わが国の直間税制改革の展望……………学部長教授 加藤 寛……4B
—消費税再見直し検討の問題点—
4. 日本公認会計士協会長の体験……………22年経済卒 中瀬宏通……7B
—公認会計士試験制度の見直し—
5. ビッグシックスと監査法人……………25年経済卒 西谷誠一……9A
—その日本の監査法人との関係—
6. 監査基準等の見直しについて……………35年経済卒 中嶋敬雄……13B
—プロジェクトチーム活動状況—
7. <社中交歓>
 - ① 大手監査法人の証取監査業務……………36年法学卒 虫明孝義……15A
—証取法監査の監査実務の体験—
 - ② 税務会計原則と税務対応原則……………9年経済卒 石川敬一……16B
—国税調査官時の体験から報告—
 - ③ 中国会計師協会との親睦交流……………9年商業卒 遠藤七三……18A
—共済会中国親睦旅行概況報告—
 - ④ 協会監査委員会における審議……………30年経済卒 新海和夫……19B
—監査第一委員長時の答申から—
8. 公認会計士三田会有資格者の現況……………22年経済卒 西野清……21A
—士補合格16年連続首位の記録—
9. 慶應義塾出身・公認会計士・登録順一覧表(1)(2)(1~5,500)……………25A
10. 義塾の近況 一平成2年一……………塾広報課長 田辺久夫……27A

土地税制改革・地価税の創設 —平成3年度税制改正について—



衆議院議院 塩川 正十郎

公認会計士三田会会員の皆様に新年のご挨拶を申し上げますと共に昨年12月決定した土地税制改革と平成3年度税制改正の大要を申し述べます。

近年の大都市圏を中心とする地価高騰は、土地を保有する者と保有しない者との間の資産格差を極めて大きいものとすると共に、土地を保有しない者にはこの格差を縮小することを殆んど不可能なものとしました。それに加え土地保有に係る資産格差は、土地売却のキャピタルゲインの有無により資産所得面への格差にも影響を及ぼすようになっています。こうした土地保有に関する格差は地価高騰という各個人・各企業の努力とは直接関係のない外部的事象を原因として、ただ単にそれ以前から保有していたかどうかにより生じたものであり、この問題に対する社会的不公平感が極めて強いことは当然のことと思われます。

我が国が、21世紀を視野に入れて公正で活力ある社会経済を維持していく為には、このような土地を巡る様々な歪みを放置することはできません。

土地問題は現在、我が国が解決しなければいけない内政上の最重要課題の一つであり、土地基本法の趣旨に沿って土地税制以外にも、土地取引規制等の各般の施策を総合的に講ずる必要があり、自民党緊急土地問題協議会は、昨年11月13日に「総合的な土地対策の推進」を取纏めました。

各般の施策の中の重要な柱の一つである土地税

制については、税負担の公平と土地選考を弱めていく観点から、土地の有利性を縮減することが必要であるとし、土地の保有・譲渡・取得の各方面にわたり、総合的な見直しを行い、昨年12月6日に土地税制改革大綱を取纏めました。また12月19日には「平成3年度税制改正大綱」を取纏めこれらの決定を踏まえて、今通常国会に所要の法律案が提案されることとなっております。

具体的には以下の改正を行うことが決定された。

①土地の選考を弱める為には、土地の資産価値が高まれば保有コストも高まる仕組みが有効であり、このような考え方から保有課税の在り方を見直す。

このため新たに国税として地価税を創設する。

その際、国民経済・国民生活への影響に配慮し、居住用土地・小規模事業用土地について極力、負担軽減のための措置を講ずる。

②土地基本法第16条の趣旨を踏まえ、固定資産税の適切な負担調整措置を講じつつ、その評価の均衡化・適正化を進める。このため基準地等に係る路線価の公開の計画的推進を図る。

平成3年度の評価替えに伴い、固定資産税の大幅な增收が見込まれるため、地方税負担に適切に配慮するとの観点から增收分について税率構造の緩和等により平成3年度個人住民税の減税を行う。

③三大都市圏の生産緑地地区内の農地に係る固定資産税は、都市における緑の重要性に配慮し、農地並み課税とする。これに伴いこれに該当しない農地は宅地並み課税の適用対象とする。尚平成3年度限りで、長期営農継続農地制度は廃止する。

④投機的土地取引の抑制と土地の有効利用に資するため、特別土地保有税の全般的見直しを図る。

また遊休土地転換利用促進地区制度を踏まえた遊休地課税制度を創設する。

⑥優良な住宅供給、公共用地の確保等に配慮した土地政策を推進するため、この目的に適う土地の譲渡については、軽減税率の引下等の優遇措置を拡充する。同時に土地選好を弱め勤労所得との均衡を考慮して、一般的な土地譲渡益に対する負担の適正化を図る。また住宅取得促進税制につき、

控除対象となる借入金等の残高の引上、適用対象者の所得要件の引下等の措置を講ずる。

⑥三大都市圏の生産緑地地区内の農地については、引続き農地等についての相続税の納税猶予の特例を認める。これに伴いこれに該当しない農地についての相続税の納税猶予の特例は廃止する。

⑦相続税については、土地評価の適正化を図ると共に、所要の負担軽減を行う。

⑧土地を利用した節税策について、所要の適正化の措置を講ずる。

とりわけ、①の「地価税」の創設は、今回の土地税制改革の重要な構成要素であり、これにより次のような効果が期待できます。

企業は、事業の立地選定に当って、税負担を強く意識するようになり、土地利用の効率化が進むと共に、地価が高い地域への立地が減少し、地価が低い地域への立地が促される効果が生じ、分散効果を持ちます。

一方、地価の高い地域では、居住部分が非課税となることが大きなメリットになります。

ビルの屋上にペントハウスを設けたり、ビルのワンフロアを居住用マンションにしたりする例が増えることが予想され、そうなれば都心は、夜になっても、生活の息吹が残るような街になるのではないかでしょうか。

この地価税の導入が、住宅供給に強いインセンティブを与え、家を持たないサラリーマンに希望を与える一つの策として役立つことを期待しています。

今後、自由民主党といたしましては、以上の党議の決定を踏まえて、国民の皆様のご意見、特に公認会計士三田会の諸先生のご意見をも、よく伺って、土地税制改革の実現を図るべく、最善の努力を傾注してまいり所存であります。

最後に、塾出身の公認会計士三田会の会員諸兄が、健勝にして研鑽を重ねられ、斯界の発展に寄与されるよう、衷心より切望申し上げます。

注・筆者は、昭和19年経済卒・

自由民主党・税制調査会会长。

わが国の直間税制改革の展望 —消費税再見直し検討の問題点—



総合政策学部 加藤 寛
学部長・教授

1. 消費税導入は、直接税負担が諸外国と比べて高くなり、ボーダレス・エコノミーに適合しなくなってきたことに加え、サラリーマンの重税感も増してきた。物品税も現代経済にふさわしくなくなってきた。そんな中で直間比のウエイトを是正するためには、垂直的公平（累進性）と水平的公平の二つの税制を組み合わせることが大切で、これは世界の常識である。

消費税反対といつてもその理由には、政治的理由（強行採決はけしからん）、経済的理由（貧しい者から何故とするか）、社会的理由（分娩にまでかけるとはおかしい）、文化風土的理由（日本人の納税意識）などいろいろな理由がからんでいるはずだ。だから参議院選挙で負けたから廃止が総意などとは短絡すぎる。まして、票の減るのは覚悟で日本の将来を考えて決断したと胸をはっていた自民党から廃止論ができるなどとんでもない話だ。

何故、消費税導入をもっとじっくり検討しなかったのかという人がいるが、確かに世論には伝わっていないかった。しかし、導入の時期は決して悪かったのではない。何しろ景気はいい、物価は安定している、財政に余裕があるといった経済のゴールデン・エイジはもう暫くは来ないだろう。新税導入には、まず減税できるだけの財政余裕がな

ければならない。景気が好調でなければ、企業に対応する力がないだろう。物価が安定していなければ不安が高まる。事実、物価上昇になると、便乗値上げが起こるとか、転嫁ができないとかいう不安から反対があった。

しかし、供給力がある時は、物価上昇や便乗など起きないし、転嫁はできると私たちは主張したのだが、結局、その人たちの不安を少なくするために、外税を認め、カルテルを認めてしまった。實際にはそんなことはおこらなかったことは既に明らかになっている。

2. かくて消費税の実施状況を追跡調査した消費税実施状況フォローアップ小委員会の報告「消費税の中小事業者の事業負担等に配慮した特例措置の見直し」が、昨年10月30日政府税制調査会総会にかけられ承認された。本報告書は小委員会が、平成元年4月1日に消費税が実施されて以来の約1年間にわたる消費税の実施状況について、ヒヤリング等を含めた検討結果をまとめたものである。すでに、中間報告において、小委員会は、消費税の創設はその必要性、基本的仕組み、実施状況等から判断して正しい選択であったと評価し、消費税のなお一層の定着を図るには、その仕組み等について、社会構造の実態に合うよう適宜、見直しが必要であると指摘していた。

とくに、中小事業者等のために設けられた簡易課税制度などの特例措置については、消費税の実施状況等の資料を十分に収集したうえで、そのあり方は判断しなければならないとして、申告一巡後に再度、徹底した議論を行い、できるだけ早い時期に結論を出す必要があると考えていた。

そこで小委員会は、以上の経緯を踏まえて、平成2年5月末には、丁度、平成元年度分の消費税の申告納付が一巡するので、その時点を捉えてアンケート調査などに基いて実施状況を分析し、まとめた。それが平成2年10月の報告書である。

3. 考え方によっては、消費税はまだ定着しておらず、廃止すべきだと主張する声も依然として社会党などを中心にないわけではない。しかし、現実

にはほとんどの業者に消費税は既定の事実として行われ、また、消費者も意識的には不満があるとしても、その必要性については大方の理解を得てきたところである。

ただ、消費税の考え方について、理解のできない古い考え方の人がしばしばいる。そのため、個別間接税の拡大や単段階で課税ベースが広い間接税の採用は、もはや時代遅れになっていることを改めて指摘するとともに、多段階・累積排除型の消費課税の採用が最も適切であり、それが消費税であると繰り返し説明していく必要があると考えている。

しかも、消費税は税率を3%の低い水準で1本化したのであり、その意味では制度の公平性や簡素化の趣旨を踏まえた、妥当な選択であったと言える。調査結果を見ても、中間報告の当時と1年半を経過した平成2年時とを比較しても、大きな変化はない。たとえば、物価の状況は、消費税の導入後、予想された程度の物価上昇はあったが、その影響も平成元年5月頃までにはほぼ出つくし、その後は安定した動きを示している。

4. 転嫁の状況は、小売業者やサービス業者のうち、売上規模の小さい業者の場合は総体的に転嫁を行っている比率が低いが、製造業者や卸業者の方はほとんど完全に転嫁を行っており、その意味では円滑に進んでいる。また、消費動向は、消費税導入前後の1時期、買い溜や買い控えが一部に見られたものの、その後は順調に推移しており、さらに、導入直後に多かった消費者からの苦情なども、最近では極めて少なくなっている。

申告納付の状況については、予想された課税事業者のほぼ全員に相当する事業者から申告がなされ、また、導入当初、国税庁に多く寄せられていた意見や苦情も最近は次第に減少しており、なじみのない税制であったにもかかわらず、適切な対応が行われ、円滑に現在は実行されていると考えられる。

5. その意味では、この消費税導入は全体としては極めて順調に推移していると言える。しかし、な

お見直しをしなければならない点がある。そのため、消費税導入に反対する人々はこの点を捉えて、消費税の致命的な欠陥であると主張する向きが多いが、この見直しは、どうすれば税制を簡素化しつつ、納税義務の公正が確保できるか、という試行錯誤の問題であって、その批判は当たっていない。

つまり、消費税に反対する人々は、消費税の仕組みそのものに致命的欠陥があり、たとえば、消費税を取っているのに、それを国庫に収めないので自分の様に着服できるシステムになっていると批判するが、これは現実問題としては大きな間違いである。

6. たとえば、事業規模3千万円以下の零細な規模の事業者が、そもそも3%の転嫁を行っていれば、免税業者であるのが間違いで、税務署に消費税を払う義務がある。しかし実際には、すでに述べたように、転嫁は必ずしも行われていない。しかも、この事業者たちは、仕入れをするときには、1店当たり平均してほぼ1.9%の消費税を自ら払っているのであるから、もし3%の転嫁をすれば、それを補うことができるけれども、実際には転嫁できないために、それを補えないのが実情である。とすれば、この3千万円以下の事業者が、懐に消費税を貯めこんで儲けているという批判は当たらないことがわかる。

さらにまた、事業規模5億円の事業者の場合には、みなし仕入れとして、卸売業者であったら90%，小売業者なら80%という見方をしたが、実際にはサービス業者などの場合には、もっと仕入率が低いという状況から考えると、たとえば、仕入率80%と見なすということは、そこに30%の差益が生じる勘定になる。そこで、これも批判の対象となつたのである。

しかし、これもまた致命的な欠陥というよりもむしろ、各事業者の実態に則した形で調査を行った結果、具体的に状態が明らかになってきたのである。したがって、これらの点を踏まえて、当小委員会としては、みなし仕入率を80%，90%の2段階ではなく、もう少し実情に照らして細分化した方が望ましいと考えている。

また、5億円以下という適用上限については高すぎるとの批判もあり、また、3千万円の免税点も高すぎるとの批判がある。だが、日本の場合には中小企業、零細企業、中堅企業等が圧倒的な比重を占めており、その裾野が広いという状況を考えれば、他の国の免税点、あるいは簡易課税点と同一に考えることはできない。

そればかりか、日本の経済成長は毎年、他の国に比べて2倍以上のスピードで発展している。したがって、実際には10年も経たないうちに、これら現在の限度額はその値打ちが半分くらいになってしまう可能性もある。

7. このような見方をすれば、これらの限度額をここで急激に変えるのは好ましくはない。しかし、5億円の限度額を引下げるとか、免税点を引下げる、あるいは簡易課税制度の適用上限を引下げる、といったことは、これは一つの考え方として主張されてよい。そしてまた、簡易課税制度の見直し資源については、これも実態に則した形で改定していくことが望ましいと考えられる。

また、限界控除制度については、これは激変緩和措置の一つとして設けられたものであるが、既に消費税がある程度、業者に定着した以上、これを廃止すべきではないか、という意見もある。しかし、一方ではこの限界控除制度があったがゆえに、消費税を定着させることができたという考え方もある。したがって、この限界控除制度の扱いについては今後、次第に縮減していく方向をわれわれは選択した。

8. このような観点でみると、消費税の見直しは、専ら中小事業者の特例だけを問題にしたように言われ、非課税措置などの問題を何故取り上げなかったのかという批判がある。しかし、これは間違いであって、既に平成元年の中間報告で、非課税については、なるべくない方が好ましいが、例えば、サービスのようなものについては、場合によっては非課税にすることも可能だ、と論じている。

また、インボイス（伝票）方式の採用を要望する声があるが、これもすでに中間報告で指摘した

とおり、われわれも基本的には賛成である。しかし、最近の世界の情勢を見ると、日本のとった帳簿方式の方が、事務簡素化のためには極めて有益であるとの見方が出てきている。したがって、納税者番号がまだ十分に検討されていない日本の現状では、いきなりインボイス方式に移行するのではなく、将来の状況を考えながら、徐々に移行する準備をしていくのが望ましい、と考えている。着るものにつくる時、欧米式の洋服にするか、ゆかたのような和服にするかというようなもので、洋服はぴったりしているが、和服のようなゆったりしたところがないし、風ぬきの袖下もない。和服は誰にでも融通がきくし、寸法を直すのも簡単である。しかし、洋服のような格好よさがない。伝票式はきちんとしているようだが、着こなしが難しい。日本ではすでに大企業では納品書など伝票が一般的に使われているのだから、あわててインボイスにしなければならない理由はないので、着なれるまでゆかたがいいというわけである。

9. 一方では、平成2年現在、与野党で協議をしている段階で、なぜこうした報告書を出したのかという意見もある。この点については、消費税について与野党の協議を尊重しなければならぬのはもちろんだが、同時に、与野党がこれまで述べてきたような問題について協議して、できるだけ早く直すべきところは直しておかなければ、国民にとってかえって不幸である、とわれわれは主張しているのだ。

つまり、与野党協議で、全く廃止という考え方があるが、世界的な傾向としても消費税の導入は否定できない。だとすれば、与野党の意見の対立によって、双方にらみ合いのまま現状が推移するよりも、是正すべきところは少しでも是正した方が国民のために有利になるのではないか。

こうした考え方に基づいて、平成2年で見直しのための報告が行われたが、この報告はこれで終わるのではなく、今後もこの見直しの問題を取り上げながら、さらに一層、国民が理解しやすい税制の確立に役立っていきたい、と念願している。

日本公認会計士協会長の体験

— 公認会計士試験制度の見直等 —



昭22経済卒 中瀬宏通

私が協会会长をつとめていたのは、昭和56年から58年にかけてで、すでに10年を過ぎようとしている。10年1昔というが、当時の記憶も薄れかけているが、当時は税理士法改正、商法改正という我々の業界に重大な影響を与える法律改正が行われており、専ら国会対策に追われていた日々を思い出す。これらの運動の過程でいつも頭の中から離れなかったのは、如何に優秀な人材を多数確保するかということであり、そのためには現在の公認会計士試験制度をその面から見直す必要があるのではないか、という点であった。

簡単に言うと、公認会計士個々人が社会一般から尊敬され、理解され、そして我々の業務が多くの経済人達からその必要性を認識されるような人々により多く加わって貰える制度の確立である。そのためには、単に試験制度の改革ばかりでなく、待遇の問題とか、事務所運営のあり方等の検討も必要と思うが、だまたま現在、試験制度の見直しが行われているとのことであるので、この点についてのみにしぼって私見を述べてみることにする。

我が国の公認会計士試験は学歴をとわず、国籍をとわないその意味においては広く門戸を開いた制度である。第1次試験は第2次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかどうかを判定する目的で実施されるもので、全く学歴も年令もとわ

ない。従って早く第2次試験を受験したいものは、例えば小学校を卒業しただけでも、或は中学・高校に在学中でも男女を問わず受験することができる。その意味で優秀な人材をあらゆる分野から求められる制度で、全く改正の必要のない制度と考えられる。

つぎに第2次試験であるが、その受験資格である大学の一般教養課程を修了した者等とすることについては、これまた問題はないと思われる。問題は合格基準とその実施内容である。試験科目は現在、簿記、財務諸表論、原価計算、監査論、経営学、経済学並びに商法の7科目である。この科目が適当かどうか。最近の国際化社会に対応して英語を加えるべきであるという意見もある。一方において経営学、経済学、特に経済学はいらないのではないかという意見もある。

私は、この試験科目の多寡にはあまりこだわらない。それよりも、これらの科目をすべて一度に合格しなければならない、とする制度にあると思う。税理士試験のように1科目づつ受験し、合格していくても良いのではなかろうか。もしどうしても一度にすべての試験科目に合格しなければならないとするならば、経営学、経済学を廃止して5科目とする必要があろうし、合格科目を累積して良いとするならば、英語等の外国語、あるいは民法等を追加しても良いであろう。従って、まず見直す必要のあるのは合否の判定を現在通り一回で行うのか、一度合格した科目はその後の受験の際には免除するのかという点である。

つぎには実施内容であるが、これは簡単に言えば試験出題内容である。我々は学者ではなく、一般経済社会のなかで活躍する実務家である。従って学究の徒である必要はなくある部分に深い造詣をもっている必要もなく、当該試験科目について幅ひろく正しい知識を身につけていれば良い。

従って、夫々の大学で真面目に授業に出、講議を聞き、大学の試験に合格する程度の知識を身につけているかどうかを判定する程度の問題で良い

と思われる。従って、その試験科目について一般的に知っているべき事柄を数多く、幅広く出題し、特に第2次試験のために受験学校に通うことなく、受験できるような試験問題が出されるよう改善すべきであろう。これは法律等の改正を必要とせず、公認会計士審査会、特に試験委員の出題に対する考え方、スタンスの問題であり、従って制度の改正というより運用の問題といえる。それだけに、いま直ちに改善できることもあるので、ぜひ次回からでも実施してもらいたいと思っている点である。

今一度繰り返すが、我々が必要な人材は会計にかかる常識を幅広く正しく身につけた常識人が必要なのであり、専門的知識のみを受験用につけた、一般常識に欠けた人材ではないのである。

従って、第2次試験の試験内容の改革こそが最も必要と思われるのである。

第3次試験については、その受験の前提となる実務補習、業務補助制度の必要の有無、その必要期間の長短、あるいはその内容等について多くの意見をもっている方がいよう。また試験科目の妥当性、更には筆記と口述の2回に渡る試験、あるいは筆記試験免除に関する制度等についても種々の改善意見を耳にする。従って改善について多くの選択肢があると思う。しかし、私は第3次試験の廃止を提案したい。1年間の実務補習、2年間の業務補助を行ったのち、その勤務先の公認会計士、監査法人から公認会計士として認定されるに必要な高等の専門的応用能力を有すると判定されたならば、その時点をもって公認会計士としての資格を附与して良いのではなかろうか。日常ともに業務を行っている上級者が一番その者の能力を知っていると思われるからである。或は2次試験を廃止し、各事務所は公認会計士志望の大学卒を採用し、事務所で教育した後、2次3次統合試験を行う制度にしても良いと思うが、何れにしても試験は1回にすべきであろう。

注・筆者は、中央新光監査法人代表社員。

ビッグシックスと監査法人

—その日本の監査法人との関係—



昭25経済卒 西 谷 誠 一

1. 公認会計士三田会の会報は、会員間の意見の交換や情報の伝達などを主目的として発行されていますが、同時に、これから私たちの業界に参入するであろう在学中の塾生のためにも、役立ちをするためのものであると聞いています。これから私が書くことは、現在の会員の中の若い世代の塾員と、これから参入しようとする塾生のため、これら諸君が世界と日本の公認会計士のソサイアティを知るための基礎的知識であると考えて下さい。

それでは、なぜ監査法人の国際化展望について触れなければならないかというと、世界の会計ファームの状況を知らなければ、日本の会計実践の主体である監査法人の将来を展望することができない程、監査法人の国際化が進んでいるからです。

この点は同じ自由職業で同じく難しい国家試験を必要としている弁護士業界とは、相当の隔りがあるようです。11月15日のニュースウイーク誌は「弁護士も日米大論争」という記事で、米国は日本での外国法律事務所が日本人弁護士をアソシエート（勤務弁護士）又は、パートナーとして加えるを禁じる規則を廃止することを求めていたと書いていますが、2つの職業領域での国際化の度合いは随分違うなと思いながら読んだものです。

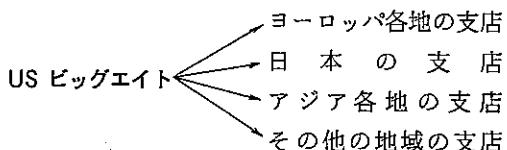
2. 世界の会計ファームについて語るとき、国際的会計事務組織としての旧ビッグエイトから、現在のビッグシックスへの変化の過程に触れないわ

けにはいきません。

1900年の初頭に、米国への英國資本の流出を機に英國出身の会計事務所が米国に進出し、米国経済の伸長と共に大きく同地で育てあげられました。

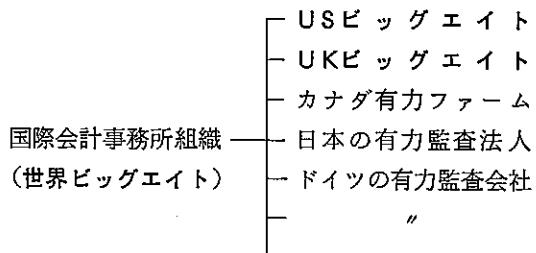
これが旧ビッグエイトといわれるのですが、第2次世界大戦後、米国資本主導での資本主義体制の再構築という時代背景の下に、多国籍化する米国企業の変化に対応し、旧ビッグエイトもまた、世界の各地に進出しました。

その時代の旧ビッグエイトの世界的サービスの形態は次のようなものでした。



USの直後のコントロール下で各地に支店網を拡げていたもので、USビッグエイト=国際会計事務所でした。しかし、70年頃から一つには米国資本の力の相対的低下、二つにはUSビッグエイトの直接コントロール下では、進出先国での主要企業への本来のサービス（例えば、日本への進出ビッグエイトは、どうしても証取監査で優位に立ち得なかった）が行き難いこと等が原因となって、従来の方式を大きく変え、国際会計士事務所組織を別に作り、USビッグエイトも、その主要な一員になるように変りました。

図で示しますと次のとおりで、前図では左にあったUSビッグエイトは右側に變っています。



USビッグエイトは国際的会計事務所組織の中核的存在であることは変りありませんが、前図のような支配する立場でないことに注意して下さい。

このようにUSビッグエイトは、国際組織の主要な一員となっているのですが、この変化を知らな

い方は国際組織としての世界ビッグエイトと、一員としてのUSビッグエイトを混同することが多く、現に最近出版された「監査法人」の執筆者、つまり業界の精通者と考えられる人でも、国際組織であるKPMGの収入を日本の大手4社の収入と比較して「彼我（米国と日本一筆者）の差に改めてビックリする」（P165）という誤りを犯しています。

3. USビッグエイトの直接支配形は後退したといえ、国際会計事務所組織は、USビッグエイトを中心にして動き、100年の歴史を持つこのUSビッグエイトは不变であると思われていたところ、1984年頃から変化の徵候が見えて来ました。

84年8月、PW（プライスウォーターハウス）と旧DHS（デロイトハスキンス＆セルズ）というビッグエイトの中でも伝統を誇る2社が合併の交渉に入ることが報ぜられました。84年12月には失敗に終ったのですが、この一件が世界的な合併劇の火付け役となりました。

世界的な合併が促進されたバックグラウンドとしては世界がボーダーレースの経済体制に入り、各國主要企業の国際的展開が広範囲化し、急速化して来たこと、国際的会計事務所組織への情報産業化要請が急激に高まって来たことにより、主要クライエントから地域的欠陥を持たない世界的なサービスネットワークの確立が求められ、またサービス機能的には、監査・MAS・税務のすべてにわたるサービス提供能力の完備が求められたことがあるようです。

合併の話し合いは、このような地域的補完、機能的補完を念頭に置いて、水面化で、いろいろな組合せで行われたようですが、86年12月PMM（ピート・マウイック・ミッセル）とKMG（ヨーロッパを中心とする世界ビッグナインといわれたグループ）が合併してKPMGが生まれ、その後89年5月EW（アンスト&ウイニー）とAY（アーサーヤング）の合併、89年7月にはDHS（デロイト・ハスキンス＆セルズ）とTR（トシュ・ロス）の合併が、国際レベルで行われ、前者は、89年10月、後者は90年2月新しい国際組織であるアース

ト&ヤング（E & Y）及びデロイト・ロス・トーマツ（DRTインターナショナル）として出発し、現在の世界ビッグシックスが出来上りました。

4. 国際会計事務所間の合併が合意に至ったとしても、各国の合併が、そのまま順調に行くとは限りません。国際会計事務所組織はPracticeの主体ではなく、実際の会計実践は各國の会計ファームにより行われており、各國の会計実践主体の合併は、それぞれの国で、それぞれの法律に行って行われているからです。

今回の国際的合併合意にも、総ての加盟ファームが従ったものではありません。国際的合意と異った動きをした主な国とファームをあげますと次のようになります。

合併前の所属		合併後の所属	
UK	DHS	→	CL
オランダ	DHS	→	CL
カナダ	EW	→	KPMG
オーストラリア	TR	→	KPMG

このような予期せぬ変化があったものの、各國の合併はほぼ国際的合意に沿って行われ、国際規模のビッグシックスの体制ができあがりました。

それが12頁の別表1です。

新しいビッグシックスの特徴は、US主導からAutonomy（自律性）尊重形へより大きく性格を変えた点だと思います。

端的にそれを表わすのが、1984年のKPMG今回のDRTの名称です。KPMGのフルネームは、クラインフェルト・ピート・マウイック・ゲーデラー。クラインフェルトはオランダのファーム名の一部、ゲーデラーはドイツのファームの創立者です。またDRTのフルネームはデロイト・ロス・トーマツで、トーマツは日本のファーム名であることは皆様ご存知のところ。つまり国際会計事務所は、US名から遂次ヨーロッパ、日本名称を含んだものに変り、US主導から離れていることを名称面からデモストレイトする時代になったと言えるのです。

5. さて、国際会計事務所の“合併”という形の激動が、これからも続くかについては、意見が別れているようです。前号で「大手監査法人とビッグエイト(2)」を書いた佐成さんはKPMGのハーラン氏の「業界内の不安定要素が一段と大きくなつた」という言葉を援用して、『同氏ならずとも、今後も地殻変動は更に続くという見方をする人は多い』、と予想しています。

私は次の状況から、余震はいくつかあっても地殻変動はないと考えています。

第1. 89年EY, DRTの合併合意時に、時を同じくして合併の交渉開始を公表したPWとAAは、その後正式にこれを断念したことを明らかにしました。クライエントの競合・パートナー1人当たり利益の差等、克服できない障害があったと伝えられていますが、それ以上に、もし、この合併話(米国内2位と6位の合併)が押し進められたとしたら、US司法省反独占局のアグリーが得られなかつたのではないかと言われており、ましてや、更に上位のファームがからむ合併が、新たに始められる雰囲気ではありません。

第2. USにおけるセカンドティアと云われるビッグシックスの次に位置するファーム・Laventhal & Horwath, Graht Thornton BDO Siedmanなど7位から12位の6社を合せても、漸く6位のPWと等しい収入規模といえる程迄、ビッグシックスの寡占が進んでいるため、7位以下の特定のファームと合併をしてもUS内での地位の変化には関係なく、別の言葉で表現すれば、合併の戦略的価値は無くなっていることです。

以上のような状況から、ここ5年間、揺れ続いた世界的主要会計事務所間の合併の動きは、ビッグシックスの成立によって終りを告げ、当分の間は、余震的な離合を伴いつつ、むしろビッグシックス内の内部堅めと、ビッグシックス間の激しいサービス競争が始まると見るのが私の予測です。

6. 次に国際会計事務所組織であるビッグシックス、その中心の一つであるUSビッグシックス、この二つと日本の上位の監査法人との関係の過

去、現在、未来に触れてみたいと思います。

日本企業の国際化の進展と歩調を合わせて1970年頃から日本の監査法人とUSビッグエイトおよび当時変容しようとしていた国際会計事務所組織(世界ビッグエイト)との接触が始まりました。

当初は始めに述べたように、国際組織はUS主導形であったため、USビッグエイトとのいわゆる“提携”という形で接触が始まったようです。

国際会計事務所組織が各国の加盟事務所間の連邦的性格に変質するのに並行して、日本の上位の監査法人は従来の関係から脱皮し、メンバーファームとしての強い関係で、それぞれの国際組織へ加盟する形へと変わって行きました。

国際的会計事務所組織と各国加盟事務所との関係は、一般的に国際的基本アグリーメントとこれを支える組織内レギュレーションにより規制されますが、加盟事務所の権利義務の程度により12頁の【別表2】ⒶⒷⒸに加盟の態様が大別されます。

この分類に従って日本の監査法人の国際的接近を見ますと12頁の【別表3】のとおりです。どのような推移を辿って今日に至ったかが解ります。

□内に記載の日本のビッグファイブの5社といわゆる外国系2社の7社が、世界のビッグシックスの中でⒶの関係、つまりその国際組織の中で中心的役割を果す立場——役員を派遣して運営の中核に位置し、財政的負担も否わず、その国際組織の唯一の日本の代表ファームとして、日本企業の海外活動の会計的サービスを行うよう加盟他国ファームに指示をし、他国企業の日本支店・日本現法にサービスを提供する——になっています。

()内の数字は、日本の監視法人がⒶの関係になった年を示します。1975年に当時の等松青木がTRインターナショナルに加盟したのに始まり、1990年のセンチュリーのKPMG加盟までに15年を要したわけで、この間の経験の差は短期間でうめることのできないものとの見方もありますが、この結果、漸く日本の上位各社は同じ土俵に上って国際的規模でのサービス競争を始めることになったと言えるでしょう。

別表1 世界とU.Sのビッグシックス

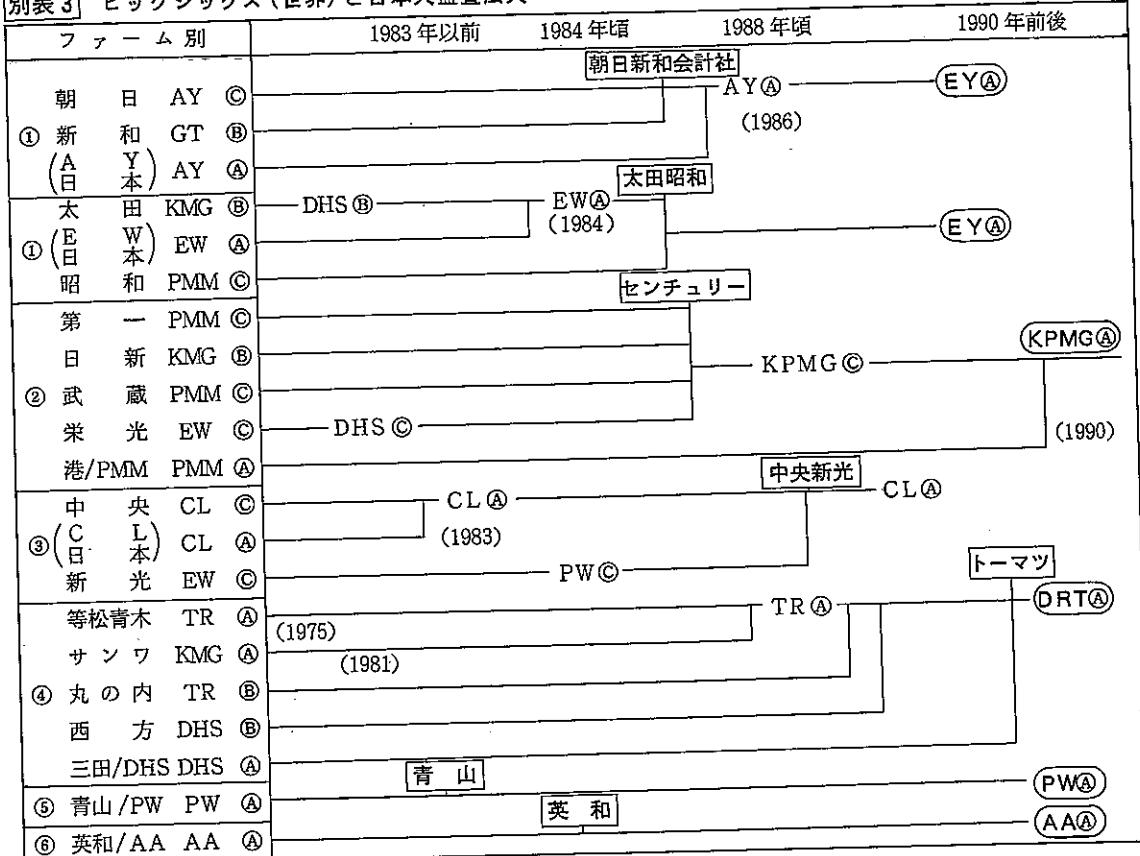
World Wide			U.S			日本	
ファーム名	順位	収入 百万ドル	人員	ファーム名	順位	収入 百万ドル	人員
KPMG (ケーピー エム・ジー)	①	3,950	66,500	KPMG (ピート PM マウイック)	④	1,772	20,494
E Y (アーンス &ヤング)	②	3,915	64,800	E Y (全左)	①	2,054	26,568
DRT (デロイト・ロ ス・トーマツ)	③	3,150	54,700	D T (デロイト &トッシュ)	③	1,847	20,000
C L (クーパーズ &ライブランド)	④	3,150	52,700	C L (全左)	⑤	1,250	16,277
A A (アーサー アンダーセン)	⑤	2,465	43,000	A A (全左)	②	1,994	25,848
P W (プライス・ウ ォーターハウス)	⑥	1,905	38,500	P W (全左)	⑥	1,100	13,900

注 出所 World Wide は「商事法務」'90.8.25号、U.S は「International Accounting Bulletin '90、3月号から

別表2 ビッグシックス加盟ファームの権利義務の態様

ファーム別	財政的負担	議決権役員派遣	排他的	業務の双務交流	業務の一方的依頼
1. ④議決権のあるメンバーファーム	○	○	○	○	×
2. ⑤議決権のないメンバーファーム	△	×	○	×	○
3. ⑥アフリエイティッドファーム	×	×	×	×	○

別表3 ビッグシックス(世界)と日本人監査法人



7. このサービス競争の内容は、①日本において日本の企業が行う国際的活動をサポートするケース。②日本の企業が行う国際的諸活動を海外においてその国の国際組織を通してサポートするケース。③海外企業の日本における活動をサポートするケース の三つに大別されます。

前に説明したように、国際組織であるビッグシックスは、日本のビッグファイブといわれる監査法人が加盟する四つの国際組織—KPMG・EY・DRT・CL—と、その他の二つの国際組織—AA・PW—に分かれます。日本の所謂、ビッグファイブが、そのように呼ばれる根拠の一つは、日本の主要企業である有価証券報告書提出会社の占有率の高さにあるようです。確かに90年版の有価証券報告書提出会社を見ると、5社合計は2,013社で、全提出会社に占める割合は62.1%に達しています。これら主要会社が主として海外に活動の場を拡げる会社であると仮定すると、今後の競争上、①と②に関しては国内ビッグファイブと関係を持つビッグシックスの中の四つが有利な立場に立つことが予想され、③については日本に進出する企業が多いUS・UK・ECでの各ビッグシックスの強さに比例することになるでしょう。

次に、CPA業界の方々は、状況を良くご存知のことですが、**別表2** にあるように朝日新和会計社と太田昭和監査法人はそれぞれ合併をしたEYメンバーファームとなっております。

これは、89年から90年にわたって行われた国際的再編成のペンドィングマターといわれているところのもので、その行方が注目されましょう。

前に私は、佐成さんのご意見に関し、国際的には再編成は終ったと申し上げましたが、日本の場合、このペンドィングマターがどのように今後、動くか、日本の有力企業に足場を築き得なかつたAA・PWの動きと共に、やはり目が離せないところだろうと思います。

注・筆者は、監査法人トーマツ・専務代表社員。

監査基準等の見直しについて

—プロジェクトチーム活動状況—



昭35経済卒 中嶋敬雄

ご案内のとおり、日本公認会計士協会は、1989年6月以降「監査基準等の見直しに関するプロジェクトチーム」で検討してきた結果を1990年9月18日「監査基準・準則の見直しに関する検討結果」としてとりまとめ、企業会計審議会に報告いたしました。企業会計審議会はこの報告書を受けて、第三部会において監査基準・準則の見直しの審議を開始いたしました。企業会計審議会では1991年5月頃を目途に、監査基準・準則の改訂をとりまとめる予定とされております。

ここでは日本公認会計士協会が企業会計審議会の委託を受けて監査基準・準則の見直しに関する問題点の整理を行うにいたった経緯と監査基準等の見直しに関するプロジェクトチームがとりまとめた報告書の概要を説明して、協会プロジェクトチームの活動状況を紹介することと致します。

I 見直しの経緯

企業会計審議会では、90年3月の総会において、近年の企業活動の多角化・国際化等会計監査をめぐる大きな環境の変化及び監査実務の進展に伴い、現行の監査基準・準則の内容等について全般的な見直しが必要ではないかとの指摘を踏まえて、監査基準・準則の見直しを今後のテーマとして取り上げることが決定されました。

見直しに当っては、監査基準・準則が抱える問題点を当面の課題と長期的課題に区分した上で、先ず、財務諸表に重要な影響を及ぼす不正行為等に対して監査上対処するため、相対的に危険性の高い現金預金、貸付金等の財務諸表項目に係る監査手続を充実強化するための改訂を行うこととし、これを受けて89年5月に「監査実施準則」の一部が改訂されました。この改訂は日本公認会計士協会が88年10月に公表した監査第一委員会報告「相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実強化について」が直接の契機となり、この内容と平仄をあわせるため改訂されたものです。

また、長期的課題としての監査基準・監査準則の全般的な見直し問題については、日本公認会計士協会が中心となって問題点を整理することとし、それを踏まえて審議会では検討を行うこととされたわけで、見直しプロジェクトチームの報告書はこの委託に応えたものです。

II. 報告書の概要

1. 監査基準・準則は、どのような範囲（又は制度）の監査を対象として設定されるべきか。

我国の場合、企業の会計制度を規制する法律が複数存在するが、基本的には証券取引法監査を前提として設定するのが妥当ではないか。

2. 現行の監査基準・準則の体系に問題はないか。

監査上解決すべき新しい問題に対処するため、監査基準・準則の体系について検討する必要があるのではないか。監査を実施するに当たって選択適用される監査手続は、監査人の判断にまつところ大ではあるが、一切を監査人の自由に委ねることは必ずしも社会的信用をかち得るものではない。また、監査人としても監査の実施に関して公正妥当な任務の限界が明らかにされていることが必要である。こうした観点から、基本的には現行の体系を継続しつつ、解決する方策について検討する必要があるのではないか。

3. 監査基準に問題はないか。

(1) 一般基準

監査目的の加筆は必要か。

エクスペリテイションギャップが顕在化しているが、そのギャップを埋める観点から監査目的を加筆する必要はないか。

(2) 実施基準

① 我国の実施基準の二「監査人は、内部統制組織の信頼性の程度を勘案して、試査の範囲を合理的に決定しなければならない。」の文言は、このままでよいのか。

米国では、内部統制の評価は、試査の範囲決定目的から監査計画決定目的に拡大されている。

(a) 実施基準の二の文中「内部統制組織」とあるが、その表現は適切か。

試査の範囲を決定するため行う内部統制の評価は組織という静態的な面のみならず、運用状況を含めたトータルなものを対象として行われている。

(b) 内部統制の信頼性と監査手続の選択適用の関係につき、再検討する必要はないか。

内部統制の信頼性は、監査手続の性質、実施時期及び範囲と関係があるというべきではないか。

② 我国の実施基準の三「監査人は、財務諸表に対する意見を表明するため、監査対象の重要性、危険性その他の諸要素を十分に考慮して、合理的な基礎を得るまで監査を実施しなければならない。」の文言はこのままでよいのか。

企業が、全体として有している監査上の危険にもっと関心を払うべきであり、監査対象の重要性・危険性の直前に「企業の実情」等の文言を挿入する必要があるのではないか。

③ 財務諸表に重要な影響を与える不正・誤謬を発見するよう監査計画を立案し、重大な不正の存在の可能性がある場合には、特に監査手続を拡充する必要がある旨加筆する必要はないか。

(3) 報告基準

監査報告書の情報提供機能をどう考えるか。

注・筆者は、日本公認会計士協会常務理事。

大手監査法人の証取監査業務 —証取法監査の監査実務体験談—

昭36法学卒 虫 明 孝 義

1. 日本の経済力の世界に占めるウェイトの高まりにしたがって、さまざまな局面でそれを認識し、責任ある行動を要求されることが多い。

これを「監査」に限ってみると、日本の監査制度は西欧諸国に比しおくれてスタートしたが、いつまでも後進国に甘んじることは監査に限って許されるということはありえない。否、大手監査法人は監査において国際水準に追いつき追いこすべく自覚し、日本の経済力と相俟って、今後は逆に国際水準を引き上げていくべき責務を担っていくしかなければならないだろう。

とは申せ、現状では大手監査法人の力は、世界のビック6に比し弱小であるため、各法人は懸命な努力を払い、目下、着実に力をつけつつある状況といえよう。

2. いま、力といったが、力を量と質でとらえると、量は規模の拡大であり、収益額、クライアント数、人員数、更にマネジメントサービスの発展等であり、質は業務内容の充実であり、クオリティコントロールであり、ニーズに対応した提供できるサービスの内容である。

日本の大手監査法人は歴史的背景から、また効率性追求の観点等から合併を重ね、規模の拡大を図ってきた。合併前の法人はその生き立ちから独



自の運営形態を持っていたが、合併後の法人の一体化をすすめることによって質の充実を図り、クオリティコントロールを推進してきた。

今後の規模の拡大については、合併によるものは有限であるため、監査範囲の拡大、経済の発展に伴う業務範囲の拡大が必要である。

3. 質面からは、法人の効率的運営のために人事の一体化、財務の一体化等の法人運営の一体化がすすめられていると思われるが、最も重要な要素は監査業務のクオリティコントロールである。

監査業務そのものはクライアントごとに監査チーム（通常4～5名であるがクライアントの規模等により、もっと多勢の場合もあれば少数の場合もある）を編成し、関与社員・主査・補助者により組織的に実施される。（監査業務については会報第14号にても中瀬治通先生が紹介されている）。

監査業務のクオリティコントロールに焦点をあてるため、往査現場での監査の均質性と意見表明のための審査の均質性に分けて考察する。

4. 監査業務は監査計画の作成からスタートするが、監査計画は往査日程表、監査項目分担表等から成る。本社、支店、工場、子会社、関係会社等の時間的配分、重点項目への時間的配分が重要である。この監査計画にしたがって、監査項目別には監査手続書によって実施される。監査の均質性は監査手続書に負うところが大きい。監査手続書はクライアント別監査手続書として作成されているか、または標準監査手続書にクライアント固有の追加的、代表的監査手続を補完して監査手続書として作成されている。実施した手続及び結果は監査調書として記録される。監査調書は各法人で制定された様式を使用しているが、関与社員、主査によって適時にレビューされると共に、正当な注意を

社中交歓

もって実施したことの立証資料として保存される。仄聞するところによると、海外では監査法人間でピアレビューが行われることである。

5. 監査業務を通じて監査意見が形成されるが監査法人として意見表明するにあたって、法人として審査（審理、審議）手続を経て、監査意見の承認を得て意見表明が行われていると思われる。審査方式としては審査会方式とクライアント別に担当審査委員を配属し審査する方式等がある。いずれにせよ審査機能によって意見表明のバラツキは回避されることが期待される。

平成2年9月期においては、高金利時代の到来と相俟って、イラクのクウェート侵攻に端を発し、上場有価証券の時価が大きく下落した。強制低価法を探るべきか、また、中間財務諸表において低価基準を採用し、時価が先行き回復すると認めて評価損不計上とすることについて、どう判断すべきか難しい問題であったと思われる。このような場合においても関与社員のみの意見ではなく、審査を経た意見がバラツキを回避したものとなることが容易に考えられる。

また、意見表明に限らず、内部統制の評価及び監査手続の適用をいかに行つたかについても、審査機能を拡大することにより、監査業務のクオリティコントロールは充実すると考えられる。

6. 監査業務の国際化の進展が著しい今日、世界の監査法人に伍し、さらに、それを凌駕していくのは、大手監査法人に課された責務であると思われる。そのため法人としては、量面、質面にわたり、精一杯の努力がなされているのである。

注. 筆者は、センチュリー監査法人代表社員。

税務会計原則と税務対応原則 —国税調査官時の体験からの報告—

昭9 経済卒 石川 敬一

新任国税調査官の時に、立法担当者等から税務調査技術の方法の講義を受けた当初は税務独特の用語に悩まされた。認定賞与・損金処分・益金処分・荒利



益等々簿記会計学にない分野。税務署内部に色々の通達があったようであったが窺い知るよしもなかった。後で聞けば夜晚く上司宅を訪ねて教えを乞う、これが官界遊泳術のことであった。税務調査を担当する内に色々の事が判ってきたのである。
①決議書（申告書）の書き方の手引がないこと。
②上司に質問して明解が得られないこと。
③書式にも、色々と誤りと不備が多いこと等々以上が新任調査官時の感想である。かかる状況下、シャウプ博士は国税廳税務講習所を開設、一般税務職員に門戸を解放、通達を整理し基本通達として一般に公表した。昭和24年企業会計原則の設定以後、会計学の研究は隆盛となった反面、税務独自の考え方の研究は殆どなされていない。以下で、税務会計原則、対応原則をまとめ資料提供したい。

- ①納付法人税損金、還付法人税・不算入
- ②納付利子税損金、還付加算金益金・算入
- ③支払配当金損金、受取配当金益金・不算入
- ④みなし支払配当金損金、全受取配当金益金・不算入
- ⑤譲渡資産時価計上、取得資産時価計上
- ⑥1株未満株式益金、全損金・不算入
- ⑦各引当金繰入損金、全洗替益金・算入
- ⑧各準備金積立損金、全取崩益金・算入
- ⑨納付所得税損金、還付所得税益金・不算入
- ⑩納付住民税損金、還付住民税益金・不算入
- ⑪退職年金掛金損金、受取年金益金・算入

社中交歓

参考 (税務会計原則一覧表)

- | | | |
|---------------------------|--------------------|-------------------|
| (1) 自主申告の原則 | (31) 列挙主義の原則 | (63) 証拠確認性の原則 |
| (2) 財政収入確保の原則 | (32) 例示主義の原則 | (64) 税務行政能率化の原則 |
| (3) 租税負担公平の原則 | (33) 限定主義の原則 | (65) 確定決算の原則 |
| (4) 税務行政協力の原則 | (34) 総額主義の原則 | (66) 損金繰延認定員の原則 |
| (5) 社会主義の原則 | (35) 純額主義の原則 | (67) 利益積立金取崩認容の原則 |
| (6) 納税者納得の原則 | (36) 両建主義の原則 | (68) 前期損益修正損否認の原則 |
| (7) 実質所得者課税の原則 | (37) 既得権尊重の原則 | (69) 前期損益修正益尊重の原則 |
| (8) 資本等取引非課税の原則 | (38) 総合勘定主義の原則 | (70) 益金偏重課税主義の原則 |
| (9) 資産取引非課税の原則 | (39) 定款・株主総会尊重の原則 | (71) 選択任意性の原則 |
| (10) 負債取引非課税の原則 | (40) 端数計算納税者有利の原則 | (72) 特別事情有恕の原則 |
| (11) 損益取引課税の原則 | (41) 損金経理の原則 | (73) 税務署長認定の原則 |
| (12) 利益処分の原則 | (42) 課税繰延(延期)の原則 | (74) 税務署長確認の原則 |
| (13) 期間損益明確性の原則 | (43) 課税繰上の原則 | (75) 課税苛酷防止の原則 |
| (14) 利益操作禁止の原則 | (44) 課税打切の原則 | (76) あん分主義の原則 |
| (15) 資産維持非課税の原則 | (45) 少額金額不追及の原則 | (77) 現地認定の原則 |
| (16) 資産譲渡課税の原則 | (46) 計算簡便性の原則 | (78) 國際条約優先の原則 |
| (17) 時価譲渡課税の原則 | (47) 納税義務者明確性の原則 | (79) 租税特別措置法優先の原則 |
| (18) 法人計算尊重の原則 | (48) 課税範囲明確性の原則 | (80) 法人実績活用の原則 |
| (19) 権利放棄の原則 | (49) 資本蓄積明瞭性の原則 | (81) 特例法優先の原則 |
| (20) 権利保留の原則 | (50) 繙続性の原則 | (82) 事業年度1年の原則 |
| (21) 形式主義の原則 | (51) 確実性の原則 | (83) 比較性納税者有利の原則 |
| (22) 実質主義の原則 | (52) 合理性の原則 | (84) 選択性納税者有利の原則 |
| (23) 損金算入・益金算入
対応の原則 | (53) 分相応の原則 | (85) 法人申告金額尊重の原則 |
| (24) 損金不算入・益金
不算入対応の原則 | (54) 冗費節約の原則 | (86) 税務行政円滑化の原則 |
| (25) 会計慣行尊重の原則 | (55) 役員・使用者峻別の原則 | (87) 繙続経理是認の原則 |
| (26) 税務慣行尊重の原則 | (56) 分別経理の原則 | (88) 書面提出主義の原則 |
| (27) 商法依存の原則 | (57) 取得資産時価主義の原則 | (89) 現地合理的解決主義の原則 |
| (28) 二重課税防止の原則 | (58) 帳簿価額継承(引継)の原則 | (90) 担税能力の原則 |
| (29) 二重益金防止の原則 | (59) 取引金額正常性の原則 | (91) 現金納付主義の原則 |
| (30) 二重損金防止の原則 | (60) 通常必要性の原則 | (92) 弹力性の原則 |
| | (61) 業務遂行性(関連性)の原則 | (93) 相当な理由の原則 |
| | (62) 直接必要性の原則 | |

社中交歓

中国会計師協会との親睦交流

—共済会中国親睦旅行概況報告—

昭9商業卒 遠 藤 七 三

今回C. P. A. 中国
スケッチ旅行と、中国
会計師協会との交流を
目的に、蘇州、上海、北
京の旅行に参加した。

10月6日より11日、
成田空港迄の5泊6日

の旅行であった。往路成田より上海空港へ、ここ
でバス乗換。蘇州に向う途中、農村地帯の悪路を
走ること3時間、既に蘇州に着いたら暗かった。

中国は夕方遅くに電灯がつき、自動車もスマート
だけ点火、自転車は無灯、本当に暗い道路で、歩
行者が多勢、ハラハラするようなことばかり。

蘇州の遅い夕食、暑い夜、ホテルは冷房もある
が設備は必ずしもよくない。然しこれは一流ホテ
ルと云うことになっている。翌日市内観光、留園
拙政園を見学。留園では一人になって迷い出口が
判らず閉口。筆談でやっと出てこられた。あちら
では出口は出處と書いてある。

寒山寺にスケッチのために行く。然し失望。あの
水墨画になっている寒山寺とは予想もつかない。
塀で囲んで、木戸銭をとる観光用。混雑だけが印
象に残る。日落ち鳥啼く寒山寺の詩も何処へやら。
そんな風流な光景は見当らない。でも切角来たの
で門外の石橋をスケッチ。蘇州城外の盤門へ。運
河のほとりの古い塔を描く。ここは同行者一緒に
1時間スケッチをする。近くの住人が集まって來
て黒山のよう。邪魔になって仕方がないが、子供



と大人の混成旅団。賑やかなことこの上ない。

こここの群集曰く一プロにしては余りうまくない。
さりとて日本からわざわざ画を描きに来たのだから、
悪い人達ではなさそうだーと云うのが弥次馬
の吾々スケッチ集団への批評。まあまあ的を得て
いる批評と甘受せざるを得ない。

蘇州は水の都といわれているが、きたない運河
が一ぱい、然し水上運搬の舟は活気を呈している。
ここで市内を一人で歩いていると、小さい椅子を
持って来て、これで腰掛け休めと親切なことも
あった。蘇州より上海へバス、このバス修理に上
海へ回送するのに乗り上海へ。ここで日本製バスに
乗換。市内観光、人口1300万人という上海はさす
がに人も車も多い。旧租界もあって、日本との合
弁のビルの建築も盛んである。

ガーデンブリッジを描きに行ったが、物買いと
物売りがまわりついてうるさい。その上この橋
も昔の倒影は全くなく、画にもならない。旧外灘
に移って船上から対岸をスケッチした。スケッチ
の終らないうちに大型観光船が目前に停泊して視
界を遮ってしまい、未完成中止。どこにいっても
落付かない。この港の近くに『佐川急便』のトラ
ックが駐車していたのが目をひいた。

夜は街のレストランで上海蟹を食べる。邦価で
4200円、珍しいだけ。この日、同行した野沢公認
会計士の誕生日なので、祝品を贈呈した。

翌朝、上海空港より北京へ。約2時間で着いた所、
車の多いこと。アジア大会の直後で、色々と装飾
が施されていた。10年前は空港は自動車2台、出
迎人は人民服、今日は全く昔の姿はなかった。

一行はバスを紫禁城へ、私は別れてホテル直行
して休む。翌日は八達嶺へ万里長城のスケッチに
行く。道路も新しく出来て快適。街は大会のア-

社中交歓

チなど一ぱい飾ってある。八達嶺へは直線道路、帰路は昔の路を通るようになっている。万里の長城は昔のままだが、有料便所が出来たり、土産物の売店が多くなっていた。帰り十三陵へ回り定陵の地下宮殿見学。私は昔見たので入口でスケッチをしていた。日程がないので急ぎ北京へ。友誼商店でショッピング。急ぎ足、夜の会場の東湖俱楽部へ。ここで中国注冊会計師協会・張徳明副会長、同李文秘書長を囲む会に出席。親睦・友好を深め、中国の会計制度等について質問をした。

約2時間歓談してホテルに引揚げ。翌朝早くホテルを出て北京空港→上海を経由し、約5時間で成田に着き、一行は解散した。

中国会計制度については、監査法人トーマツ北京事務所松木実氏により次の如く紹介された。

中国の注冊会計師（公認会計士、注冊とは登録の意味）制度は、1918年に始まり、1949年中華人民共和国が成立した後、一時中断をした。

その後、対外開放政策により、中外合弁、合作企業が認められ、外国資本の導入に伴い、監査制度の必要性が叫ばれ、1980年に注冊会計師制度が復活したが、中華人民共和国成立前のそれと連続性はなく、その歴史も10年余りと浅く、1988年末に至り、中国注冊会計師協会が漸く成立した。

協会は、中国全土の会計師の任意団体として、財政部の指導の下、会員の研修、相互交流を図っているという。

現在、試験制度が施行されていないため、注冊会計師は、一定の資格を有する者が審査により資格が与えられた場合に限られており、平均年令は可成り高いのが現状で、多くは試験施行待ちの状態。全国で約5千人と云われている。

注：日本公認会計士協会東京会厚生部常任幹事

協会監査委員会における審議

—監査第一委員長時の答申から—

昭30経済卒 新 海 和 夫

私は、昭和62年度から平成2年度までの3年間の内、最初の1年は副委員長として、後の2年は委員長として日本公認会計士協会の監査第一委員会の答申案作成の審議に関係したので、この間の経過について、その概略をご紹介することにする。



在任中の諮問の主なるものは6項目であった。

1. 監査実務におけるサンプリングの手法について。
2. 企業特に役職者の不正行為等に対し監査上の有効な対応策について。
3. 特定金銭信託等の会計処理が公表されたことに伴う監査上の取扱いについて。
4. 研究報告第1号「監査マニュアル」の改訂すべき事項について。
5. 「商法計算書類規則」の改正に伴う監査上の取扱いについて。
6. 有価証券等を利用した関係会社等に対する利益移転（損失移転を含む）について。

これらの諮問の中には、急を要するものや、又その内容により検討の困難なものも含まれていましたので、委員会での審議は、その内容・時間共に、ハードなものでした。

1. 「サンプリングの手法」は継続して何年にもわたり審議されてきており、中間報告案がまとめられましたが、サンプリングの手法は、その背景

社中交歓

にある論理を（その実務上の適用共に）一般的に理解を得られるようにコンパクトにまとめるのが非常に困難であり、答申をするには至らなかった。

2. 「企業、特に役職者の不正行為等に対し、監査上有効な対応策」は、前年度から継続されてきたもので、この諮問が発せられた背景として、当時、二・三の企業の役職者がその地位を利用して不正行為を行い、その損害額が巨額となり財務諸表に影響を与えるケースがマスコミで報じられましたが、公認会計士の通常の監査手続では発見できなかつたであろう、ということがありました。

これらの不正行為は内部統制組織の枠外で行われたものでしたが、公認会計士監査が行われていたにも拘らず、役職者による不正行為が発見できなかつたという事実は、公認会計士監査が社会一般の期待に反するものであり、当業界の存亡の危機を含んでいるものと考えられました。

本諮問を検討するに当つて基本としたのは、監査に当り、公認会計士の責任の拡大を避けることなく、社会一般よりの当業界への信頼を失わないようにすることにありました。

監査人の実施すべき手続の範囲を拡大し、原則として確認を行うべき科目を売掛金のみならず、預金・手形債権その他に及ぼすようにし、「相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実強化について」として答申案にまとめることができました。なお、その後「監査実施準則」もこの答申と同じ方向で改正されました。

4. 「監査マニュアルの改訂」は「監査マニュアル」の内容を最新の法規・報告等を組入れたものにすることを目的としたものです。

「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令」が「企業内容等の開示に関する省令」と改

められたこともあり、単なる省令の名称の変更でしかなくても、「監査マニュアル」が膨大なもので、省令の引用箇所が多かったこと等もあり、実務的には時間を要する作業となりました。

5. 「商法計算書類規則改正に伴う監査上の取扱い」は、昭和63年6月の計算書類規則の改正に伴って諮問されたものです。

計算書類規則の改正は昭和64年1月1日以降終了する事業年度から適用されることになっていましたので、答申案作成までの期間が短かすぎるという点が、審議日程上の困難をもたらしました。

この規則改正により営業報告書に企業結合の成果を記載することになりましたが、記載事項である子会社売上高等の合計額又は連結金額が会社の会計帳簿に記載されている数字として商法監査の対象とすべきかが最初の検討課題でした。

会計制度委員会報告によれば、企業結合の成果は概算値や場合によっては、傾向値でもよいとされていましたが、このような明確でない数値が監査報告書の対象とできるかというが、第二の検討課題となりました。

この答申案の審議を行つた時期に、監査第一委員会担当の中嶋敬雄常務理事（塾出身）の大変な御尽力によって関係各方面との意見調整等が行われ、昭和64年1月1日以降終了する事業年度の会社の会計監査人である公認会計士の業務に差支えない時期に答申することができました。

以上、諮問事項のいくつかに触れましたが、最近の委員会の審議は、激しい経情変化に対応しなければならないものが多く、微力ではありましたが、優秀な委員の先生方に恵まれ、責任を無事に果たせたことは、望外の幸せでありました。

注・筆者は、太田昭和監査法人代表社員。

公認会計士三田会の有資格者の現況(平成2年10月末現在)

昭22経済卒 西野清

I 公認会計士・会計士補の全国版・現況

(1) 公認会計士・有資格者数(2.10.31)

試験別	合格者数	死去数等	現在数
① 3次試験	8,139	497	7,642
② 特別試験	1,042	505	537
③ 特例試験	1,204	412	792
合計	10,385	1,414	8,971

(2) 会計士補・有資格者数(2.10.31)

① 2次試験合格者総数	11,085
② 2次→3次合格者外	8,415
③ 2次試験合格者現在数	2,670

(3) 日本公認会計士協会・登録者数(2.10.31)

① 公認会計士・有資格者総数	10,385
死去・未登録者数等(一)	1,570
公認会計士・登録者現在数	8,815
② 会計士補・有資格者現在数	2,670
死去・未登録者数等(一)	310
会計士補・登録者現在数	2,360
(内)協会入会・準会員数	2,170
③ 監査法人・登録現在数	109
監査法人・公認会計士数	3,983

II 慶應義塾出身者数・増加推移の現況

(1) 慶應義塾出身・協会会員・準会員内訳表

資格別	全国数	慶應義塾出身者	%
・公認会計士会員数	8,815	895	10.2
・会計士補・準会員数	2,170	385	17.7
合計	10,985	1,280	11.7

(2) 慶應義塾出身者数・増加の新記録続行

① 平成2年度において、公認会計士は別表の如



く新たに57名(元年度は52名)が合格。また会計士補は新たに110名(昨年は108名)が合格。

② 公認会計士登録の総累計は938名に達し、会計士補の登録数の399名を加算すると、両者の登録記録数は1,337名で、1,300名の大台を突破した。この内、死亡等による抹消数が累計数で公認会計士43名、会計士補14名。

・上記により現存の公認会計士は895名、会計士補385名。合計数で1,280名が登録されている。

③ 平成2年度、第二次試験合格者数の110名(別表VII)の内、60名が登録して準会員。未登録の51名を加え111名が協会の実務補習所へ新たに入所した実績により、Vの表記載の如く、慶應義塾出身者が、入所者数等に於て、他の有名大学を抑え、群を抜きその増加数で引き続き16年連続トップの座を独占し続けている。

この種の連続首位の快記録は、慶應義塾の名誉であり、特筆して塾生・塾員・塾関係者に広く周知されて然るべきであろう。

この快記録の流れを、当面、20年連続達成に向け、引き継ぎ維持し次の世代へと引継ぐべく、受験を目指す塾生の更なる奮起を軸に、その環境造りに関係者の協力を期待したい。

④ 公認会計士の登録抹消会員6名。

細川幸一郎(158) 宮澤 優(2775)

堀本亘(4337) 宮川芳雄(4427)

楠井康雄(5239) 園田智昭(9973)

III 慶應義塾出身・公認会計士数・年次別一覧表

種別 年次	公認会計士			会計士補			合計数		
	塾出身	全国数	同全体比	塾出身	全国数	同全体比	塾出身	全国数	同全体比
52 / 8月	258	5,385	4.8%	240	2,210	10.8%	498	7,595	6.6%
53 / 12月	311	5,544	6.6%	250	2,319	10.8%	561	7,863	7.1%
54 / 9月	331	5,672	5.8%	285	2,234	12.7%	616	7,906	7.7%
55 / 6月	360	5,854	6.2%	284	2,294	12.4%	644	8,148	7.9%
56 / 10月	451	6,429	7.0%	262	1,905	13.8%	713	8,334	8.6%
57 / 10月	532	6,974	7.6%	232	1,591	14.6%	764	8,565	8.9%
58 / 10月	583	7,286	8.0%	222	1,527	14.5%	805	8,813	9.1%
59 / 10月	624	7,486	8.4%	246	1,539	15.9%	870	9,025	9.6%
60 / 10月	667	7,706	8.7%	234	1,394	16.7%	901	9,100	9.9%
61 / 10月	704	7,904	8.9%	262	1,561	16.8%	966	9,465	10.2%
62 / 10月	740	8,064	9.2%	277	1,713	16.2%	1,017	9,777	10.4%
63 / 10月	791	8,240	9.6%	289	1,846	15.7%	1,080	10,086	10.7%
1 / 10月	840	8,475	9.9%	347	2,093	16.6%	1,187	10,568	11.2%
2 / 10月	895	8,815	10.2%	385	2,170	17.7%	1,280	10,985	11.7%

注・2 / 10月末現在、本表の外に、51名の会計士補有資格者(平成2年合格・未登録)がいます。

IV 慶大出身・公認会計士・平成2年度登録新人57名一覧表

氏名	卒年度	登録番号	氏名	卒年度	登録番号	氏名	卒年度	登録番号
①下江 修行	54経	9994	②長谷川かおる	59経	10117	③小杉 真剛	60経	10257
②向川 毒人	51政	9995	④並河 慎一	58経	10139	④斎藤 重夫	41商	10266
③羽田 悅朗	59経	9999	⑤竹之内高司	58商	10147	⑤吉江 経夫	22経	10274
④柳沢 宏之	61商	10011	⑥今泉 順理	62商	10150	⑥國井 貴宏	60法	10293
⑤高岡 獻	45文	10013	⑦澤田 尚史	55法	10158	⑦高山 昌茂	59商	10302
⑥永田 高士	55商	10016	⑧兩角 康伸	61経	10167	⑧大竹 正浩	61商	10305
⑦加藤 明男	55商	10020	⑨井上 智由	62経	10200	⑨久具 壽男	53経	10307
⑧澤口 雅昭	59商	10024	⑩田中 力	56経	10203	⑩加地 敬	61経	10318
⑨河西健太郎	62経	10032	⑪三上 幹夫	50経	10204	⑪河崎 雄亮	53経	10328
⑩矢定 俊博	61経	10037	⑫中村知恵子	60商	10211	⑫野島浩一郎	62経	10344
⑪小坂 義人	53商	10041	⑬高橋 雷太	62経	10218	⑬木村 充男	61政	10347
⑫岡本 哲治	61経	10050	⑭横川与志子	58法	10224	⑭森下 賢二	59経	10356
⑬加藤 修二	48法	10054	⑮横川 晴良	56商	10225	⑮長田 信也	56経	10360
⑭坂野 宣弘	56商	10056	⑯矢加部浩一	57経	10243	⑯池田 太郎	62経	10365
⑮渡辺 伸啓	60商	10084	⑰野口 哲生	59商	10248	⑰梅本 啓	60経	10379
⑯前田 篤	58経	10089	⑱井上 克典	62経	10250	⑱濱村 則久	56経	10382
⑰大坂谷 卓	54商	10100	⑲小川 真人	58商	10252	⑲山本 美晃	60経	10387
⑱町田栄一郎	62経	10102	⑳若林 健太	62経	10253	⑳片岡 久依	56経	10394
⑲佐久間裕幸	61商	10000	㉑高屋佐知子	62法	10155	㉑金山 聖二	61商	10409

V 第二次試験合格者・出身校別・実務補修所入所数等一覧表（慶大16年間・連続首位達成）

年次\順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	(注)
① 昭和48年度	慶大 42	早大 30	明大 18	中大 16	一橋 11	東大 9	日大 8	法大 5	横浜 2	立大 1	平成2年度実績・第二次受験者数六四九名・全合格者数六三四名・合格率九・八%
② 昭和49年度	中大 65	慶大 61	早大 42	明大 25	東大 10	一橋 8	横浜 8	法大 7	立大 5	一	
③ 昭和50年度	慶大 32	早大 22	中大 16	明大 16	東大 9	日大 6	法大 5	一橋 3	一	一	
④ 昭和51年度	慶大 50	早大 44	中大 29	明大 28	一橋 14	日大 8	法大 6	横浜 6	立大 6	東大 5	
⑤ 昭和52年度	慶大 45	早大 44	明大 30	中大 26	一橋 13	日大 7	東大 6	法大 6	立大 6	横浜 5	
⑥ 昭和53年度	慶大 39	早大 37	中大 34	明大 13	一橋 6	法大 6	東大 5	横浜 5	立大 3	日大 2	
⑦ 昭和54年度	慶大 36	早大 29	中大 23	明大 14	一橋 9	法大 8	東大 5	横浜 5	立大 5	日大 5	
⑧ 昭和55年度	慶大 30	早大 30	中大 27	明大 17	一橋 9	横浜 8	法大 5	東大 3	立大 3	一	
⑨ 昭和56年度	慶大 26	早大 24	中大 20	明大 13	一橋 10	横浜 7	東大 6	法大 6	日大 3	立大 2	
⑩ 昭和57年度	慶大 26	早大 18	明大 16	横浜 14	中大 11	一橋 8	東大 5	法大 4	立大 4	日大 1	
⑪ 昭和58年度	慶大 39	早大 34	中大 20	明大 19	横浜 9	法大 8	一橋 8	東大 5	立大 5	日大 2	
⑫ 昭和59年度	慶大 54	早大 40	中大 27	明大 20	一橋 12	横浜 11	東大 8	法大 6	日大 6	立大 3	
⑬ 昭和60年度	慶大 53	早大 36	中大 21	明大 19	一橋 13	法大 12	横浜 10	日大 9	東大 9	立大 2	
⑭ 昭和61年度	慶大 63	早大 56	中大 40	明大 28	一橋 12	横浜 12	東大 14	法大 13	日大 14	立大 4	
⑮ 昭和62年度	慶大 68	早大 49	中大 36	明大 27	一橋 15	横浜 15	東大 13	法大 7	日大 7	立大 5	
⑯ 昭和63年度	慶大 68	早大 45	中大 38	明大 23	一橋 18	東大 13	法大 13	横浜 10	日大 6	立大 2	
⑰ 平成元年度	慶大 108	早大 67	中大 35	明大 35	東大 26	一橋 18	法大 12	立大 12	日大 11	横浜 9	
⑱ 平成2年度	慶大 111	早大 78	中大 46	明大 36	一橋 24	東大 21	横浜 18	法大 15	立大 9	日大 8	
(計)	慶大 951	早大 692	中大 563	明大 397	一橋 211	東大 172	横浜 156	法大 144	日大 103	立大 77	

VI 慶應義塾出身・公認会計士・登録順一覧表（登録総数938名・抹消43名・現在数895名）

登録番号	登録数	抹消	累計数	登録番号	登録数	抹消	累計数	登録番号	登録数	抹消	累計数
1~500	13	7	6	3501~4000	8	2	85	7001~7500	72	2	451
501~1000	10	4	12	4001~4500	29	3	111	7501~8000	70	1	520
1001~1500	14	1	25	4501~5000	34	2	143	8001~8500	68	1	587
1501~2000	14	1	38	5001~5500	54	4	193	8501~9000	86	1	672
2001~2500	18	4	52	5501~6000	61	2	252	9001~9500	78	0	750
2501~3000	20	3	69	6001~6500	70	1	321	9501~10000	89	1	838
3001~3500	12	2	79	6501~7000	61	1	381	10001~10409	57	0	895

VII 慶大出身・平成2年度・会計士補有資格者・実務補修所入所一覧表(・印は在校生, 90.10.31現在)

氏名	卒年度	登録番号	氏名	卒年度	登録番号	氏名	卒年度	登録番号
①神谷 修	1 経	9616	⑩関口 悅平	2 商	9827	⑪江 俊達	• 4 経	未登録
②山崎 一彦	2 経	9626	⑪林 育	2 経	9828	⑫小林 功幸	1 経	"
③上田 哲久	62法	9630	⑩金田 洋一	63商	9902	⑬小山 剛史	• 4 経	"
④菅本 淳	54商	9634	⑪大和 哲夫	63商	9903	⑭斎藤 勉	59商	"
⑤福村 寛	• 3 経	9635	⑫石井 誠	1 商	9904	⑮崎間 憲和	1 商	"
⑥奥村 始史	61商	9639	⑬橋本 聰	63経	9905	⑯島村 幸子	• 3 経	"
⑦福井 聰	1 経	9651	⑭由良 和久	1 商	9906	⑰白井 太郎	• 3 商	"
⑧佐竹 正規	63理	9653	⑮立山 潤	1 商	9907	⑱神保 団	• 4 経	"
⑨渡邊久美子	63経	9662	⑯鈴木眞紀江	• 3 経	9908	⑲鈴木 淳二	59商	"
⑩福島 朋亮	• 3 経	9670	⑰堀越 喜臣	2 商	9909	⑳鈴木 啓公	• 4 経	"
⑪近藤 久晴	57商	9671	㉑伊藤 功樹	• 3 法	9910	㉒関本 彰大	63商	"
⑫小林 由麻	63経	9674	㉓種村 智子	60文	9911	㉔田久保 謙	60法	"
⑬大矢 俊樹	• 4 経	9679	㉕田谷 直樹	1 経	9912	㉖竹内 純子	• 3 法	"
⑭沖 敦	62経	9681	㉖中村 元彦	63経	9913	㉗臺 由美子	62商	"
⑮松浦 利治	• 3 商	9683	㉘松雪 皇二	2 経	9914	㉙角田 留美	• 3 経	"
⑯北爪 雅彦	• 4 法	9685	㉙本岡 正人	2 経	9915	㉚露崎 達也	• 3 経	"
㉑清木 雅人	2 商	9686	㉚片山 清	2 商	9916	㉛野呂伸一郎	56経	"
㉒小池 健司	61法	9690	㉛伊垣 良	• 4 経	9917	㉜芳賀 保彦	• 4 経	"
㉓山分 隆志	56経	9696	㉜富田 晃司	63経	9918	㉝平木 達也	1 商	"
㉔福本 正徳	1 商	9697	㉝森重 俊寛	• 3 経	9919	㉞藤井 達也	• 3 経	"
㉕川口 恵子	• 3 商	9702	㉞坂本 邦夫	47経	9962	㉞藤田 智道	• 4 経	"
㉖後藤 雅之	63経	9712	㉟中谷 賢一	• 3 院	9708	㉟細井 俊孝	1 経	"
㉗石王丸周夫	• 3 商	9716	㉟篠田あけみ	2 経	9961	㉟増田 一	1 経	"
㉘上田 正樹	1 商	9728	㉟安達 哲也	• 3 商	未登録	㉟松永 夏也	60法	"
㉙大須賀登志江	59経	9732	㉟五十島滋夫	1 商	"	㉟松元 良範	62経	"
㉚曾根 慶二	• 3 経	9742	㉛出沢 尚	• 4 経	"	㉛森川 祐亭	• 3 経	"
㉛三浦 智志	63商	9767	㉛伊藤 文雄	1 商	"	㉛柳井 浩一	1 商	"
㉜役 学	2 経	9782	㉛植田 俊道	2 商	"	㉛山川 幸康	2 経	"
㉝飯塚 良成	63商	9784	㉛梅谷 哲史	2 経	"	㉛山口 拓史	63商	"
㉞西尾 良子	58文	9788	㉛大西 国仁	58法	"	㉛山崎 慎司	• 3 経	"
㉟坂東 正裕	1 経	9791	㉛緒方 雅人	• 3 経	"	㉛吉田健太郎	• 4 経	"
㉟藤田 和弘	62経	9793	㉛小幡 洋一	60商	"	㉛赤羽 美穂	1 経	"
㉞石上 卓哉	2 商	9795	㉛要石 博之	62経	"	㉛上野 精一	58経	"
㉞米戸 嘉代	• 3 経	9800	㉛鏑木 慎治	• 4 経	"	㉛柏原 隆之	1 経	"
㉞竹川 正剛	61経	9805	㉛河本 浩志	60経	"	㉛前川 英樹	1 商	"
㉞大山 充	58経	9821	㉛菅田由加里	63商	"	㉛沢田 昌之	1 商	"
㉞宮川 和大	1 経	9826	㉛久保田 果	2 商	"	㉛中村 秀秋	56経	"

◎ 慶應義塾出身・公認会計士・登録順一覧表(1)

(1 - 4000)

(・は故人。は業廃)

氏名	登録番号	卒年度	氏名	登録番号	卒年度	氏名	登録番号	卒年度
齊藤利三郎	• 71	6 経	柴田 幸二	1504	18商	久保田 衛	2597	41 経
橋本 祐次	• 102	大13 経	村山徳五郎	1623	30 経	塚田 弘一	2672	22 経
細川幸一郎	• 158	大11商	上原 敬三	1700	27 経	司城 毅一	2674	16 経
田中 芳治	• 170	3 経	今村 憲助	1752	23 経	津田 篤一	2677	35 経
高田 栄	236	大6 商	守永 誠治	1754	28 経	中嶋 敬雄	2716	35 経
本間 満	241	5 経	木村 勇雄	• 1768	25 経	渡辺 光榮	• 2729	11 経
乗田菊五郎	• 302	7 経	石原 康英	1773	31 経	中村 雅英	2743	34 経
中瀬 宏通	400	22 経	中島 和明	1778	31 経	宮澤 優	• 2775	13 経
尾前 正己	418	19 経	浅田 弘	1794	27 経	横山 友義	2790	11 経
嶋田 吉雄	420	24 経	長谷川正雄	1883	33 経	柿島 勝	2918	34 法
中村 忠	467	18 経	廣田 潤	1897	31 経	眞船洋一郎	2952	35 経
森 茂	• 472	18 経	戸田 達二	1956	24 経	新海 和夫	2978	30 経
高森 荒男	• 500	4 経	大野 逸平	1989	17 経	西谷 誠一	2981	25 経
村瀬 雄次	503	9 経	田中 定己	2038	36 経	服部 徹	3014	25 法
斎藤 栄二	551	25 法	伊藤 勝彦	2050	31 経	白鳥 駒成	3094	15 商
白木 捨太	• 563	大11 経	宇野 皓三	2056	30 経	人見 敦	3149	19 経
藤井 博	635	13 経	佐伯 達也	2085	32 経	金子 定男	3214	14 経
福島富士一郎	• 645	4 経	高田 修治	2086	33 経	高浜 享一	• 3227	15 経
大橋 捷一	662	4 経	米山 一光	2115	25 経	遠藤 七三	3252	9 商
高岡正太郎	797	11 経	若林 方男	• 2152	19 法	徳江 陞	3287	35 経
溝口 曙雄	• 805	15 経	阿波 廉	• 2210	14 経	森重 榮	3308	34 経
清水 清福	• 839	25 経	大河内誠一	• 2225	11 経	久米 弘中	• 3386	36 経
小林 虎吉	873	9 経	住田 光生	2231	37 経	三枝 英訓	3429	4 経
宮脇 実	• 1031	31 経	津田 進二	2255	19 経	市川 隆	3481	8 経
寺沢 清	1103	15 商	佐成 豊彦	2299	34 経	野田 光二	3496	32 経
石川 敬一	1118	9 経	高橋 元清	2306	25 経	餅田己之助	• 3526	6 法
田中 早苗	1242	26 経	神谷 幸雄	2337	18 経	築瀬 勇	• 3710	25 経
前田陽之助	1251	25 経	松井 征雄	2355	37 商	遠島 敏行	3714	37 商
福田 善治	1349	22 経	山本 謙介	2404	30 経	久松 一雄	3800	28 経
滝井 尚三	1366	25 経	唐澤 真人	2433	23 経	刈谷 芳郎	3816	30 経
峯村 信吉	1376	22 経	中村 僕	• 2447	12 経	平田 大一	3842	33 法
西野 清	1393	22 経	吉岡文之助	2504	31 経	坂倉 善衛	3920	31 経
吉島 力良	1418	19 経	大谷津 勤	2508	35 経	北本 淳	3998	22 経
堀部 久	1420	29 法	小林富五郎	2536	18 経	注 1 - 3998 (登録総数)		
水野 梅雄	1441	17 経	米谷 斎	2566	34 経	(故人・業廃)		109 名
和井内 清	1456	28 経	田中 明夫	2569	31 経	(現 在 数)		24 名
天野 瞭	1477	27 経	松下光太郎	• 2580	19 経	(一)		85 名
榎本幸一郎	1503	19 商	戸田安久利	2583	11 商			

◎ 慶應義塾出身・公認会計士、登録順一覧表(2) (4001 - 5500) (・は故人。○は業廃)

氏名	登録番号	卒年度	氏名	登録番号	卒年度	氏名	登録番号	卒年度
小早川久雄	4002	39経	大塚 宏	4636	37経	實井 正之	5117	43商
中島 幸義	4010	25経	横田 秀治	4657	38経	小野澤吉治	5120	34法
芹沢英之介	4031	37経	小島 仁治	4661	39経	湯佐 富治	5127	43商
前原 市郎	4046	32経	轟 茂道	4683	44商	川口 勉	5136	44商
青木 茂	4069	10商	長南 宏明	4694	38商	井堂 信純	5186	41商
武笠 和夫	4075	20高	柳澤 孝行	4695	42経	徳永 忠昭	5191	38経
倉橋 敏一	4081	37経	佐久間洋一	4699	40経	眞砂 由博	5222	43経
本間 利雄	4089	37経	島田 徹	4776	38経	森山 高行	5225	42経
井上 五六	4091	16商	濱松 一	4778	37商	中島 宏次	5231	45商
米村 竹茂	4098	31経	眞船 昭	4800	37商	森川 好弘	5232	38経
向山 清志	4148	26経	八木 克彦	4811	41経	小林 俊一	5234	33経
増子忠四郎	4164	27法	里見 善隆	4824	39経	楠井 康雄	5239	41商
高森 啓至	4202	38法	唐沢 昌敬	4845	43経	佐藤藤三郎	5244	36経
松原 章隆	4220	39経	松村 俊夫	4846	41経	多田 敏夫	5261	35経
乗田 紘一	4226	38経	石井 清之	4855	41商	平松 義夫	5271	37商
茂木 信	4295	36法	神林 敏郎	4858	36経	松本 義之	5279	41商
松本 英範	4307	35経	山口 晃	4865	38法	高橋 正彦	5285	45経
堀本 亘	4337	9 経	福本 基次	4909	41商	田村 恒一	5290	43商
長田 信一	4352	47経	大庭 賢	4935	44経	村田 守弘	5298	44経
石井八州男	4378	40経	富山 兼忠	4936	43商	小野 道夫	5302	33法
井手庸二郎	4392	33経	村上 真樹	4938	42経	近野 茂	5332	42法
國分 紀一	4396	37商	小幡 恭弘	4950	44経	川杉 彰一	5357	45商
荒井 孝治	4415	31経	三好 吉和	4981	40商	山神 昇	5363	45経
上村 光久	4419	39経	田中さみ子	4999	41経	野田 晃子	5364	36法
宮川 芳雄	4427	24経	榎原 茂彦	5010	44経	児玉 研一	5382	36経
小原 恒雄	4437	27経	中瀬 治通	5023	45経	一法師信武	5389	42商
坂田好四郎	4448	33経	早川 吉春	5024	45経	中村 秀明	5402	45経
西川 忠弘	4467	38商	饗場 正彦	5025	38商	加藤 賞一	5404	41商
鈴木 忠	4473	38商	篠原 啓慶	5030	38商	西田 幸男	5430	46商
本田 親彦	4503	40経	佐々木秀一	5041	40経	角本 壽昭	5434	30経
矢野 賀	4508	38経	皆川 恒男	5061	37経	川上 哲生	5435	41経
圓山 享司	4521	40経	坂本 道美	5064	45経	佐藤 良二	5442	44経
田中 邦彦	4529	39商	鈴木 逸郎	5077	45商	小高喜久夫	5454	41経
塚田 宣文	4568	42経	岩崎 安良	5080	38経	中村 寛治	5458	35経
仁分 温享	4572	42経	田中 葦治	5094	18経	伊木 徹	5462	37法
宇野 紘一	4580	40経	田丸 洋	5106	43経	下永 正典	5476	45経
細野 康弘	4585	41経	伊藤 晶夫	5108	38経	塚本 熱	5483	37商
加藤 大雄	4617	41経	細谷 仁	5109	45商	野辺地 勉	5496	47商
虫明 孝義	4622	36法	清水 俊行	5110	44商	重松 功成	5498	42商

注 4001 - 5500 (登録総数) 117名・(故人・業廃) 9名・(現在数) 108名

義塾の近況

—平成2年—



塾・広報課長 田辺久夫

はじめに

平成2年は、慶應義塾が私学のリーダーとして来るべき21世紀においても研究・教育の分野で先導的役割を果たし、有為な人材を社会のさまざまな方面に送り出す存在であるために推めてきた諸事業、諸改革が、目に見える形で塾員諸氏の前にその姿を現わした年といえよう。そのいくつかを以下に記してみる。

1. 湘南藤沢キャンパスに新学部開設

かねてより建設を進めていた湘南藤沢キャンパス（SFC）第1期工事が3月に完成、4月「総合政策学部」と「環境情報学部」が開校し、約千百名の学生が入学した。

この二つの学部は全く新しい構想の下に創立されたもので、既設の6学部の学問を仮に個別科学、タテ型学部とすれば、新学部は個別科学間のリンクを考慮した、総合科学、ヨコ型学部とよべるもので、ここで学ぶ学生諸君には、問題発見能力から解決能力まで付与させることを目標としている。そのカリキュラムも「自然言語」のいわゆる外国語と、「人工言語」と名付けられたコンピュータ言語教育を初めとして、いくつもの新しい試みがなされている。

またSFCでは、最先端のキャンパスネットワーク・システムの構築も3年計画で進められており、近い将来、電腦キャンパスで学ぶことになる

学生たちは、既に全員がラップトップコンピュータを持ち、日々の授業の中でコンピュータを電子文房具として活用している。

またSFCでは、校地の50パーセント以上を緑で残すために21万本の植樹を計画しており、その経費10億円を「緑の募金」キャンペーンとして各三国会へのお願いを中心に行っているので、是非ご協力いただきたい。

2. ニューヨーク学院（高等部）開校

本塾初の海外教育施設である慶應義塾ニューヨーク学院（高等部）は、9月に開校、男子80名、女子40名、計120名の1年生が入学した。

本校はニューヨークの中心マンハッタンから北へ30キロ、緑に囲まれた住宅地ハリソン市にあり、すぐ近くにはマンハッタンビル・カレッジやニューヨーク州立大学パークス校もあり、教育にふさわしい環境のなかでバイリングガル、バイカルチュラルな教育が行われている。

同校の開校記念式典は、10月23日、新装なった学院体育館において挙行され、ニューヨーク州、ハリソン市等の在米関係者、塾員の英ニューヨーク総領事、服部連合三田会会長、近藤ニューヨーク三田会会長等の来賓、義塾からは石川塾長、辻岡常任理事（ニューヨーク学院理事長）、二瓶学院長、教職員、在校生を含め、約六百名が出席した。

また、10月26、27日には、記念国際シンポジウム「異文化共存の道を探る」が、本塾と毎日新聞社との共催で同学院で開催された。

3. 「大学部」開設百年

慶應義塾が明治23年（1890）、文学・理財（後の経済）・法律の三科からなる大学部を開設し、わが国初の私立総合大学となってから今年で満百年を迎えたのを記念して、9月29日「慶應義塾『大学部』開設百周年記念式典」を日吉記念館で挙行した。

また関係学部では、学部創立百年を記念して、美術展、文人展、国際シンポジウム、記念講演会等が企画され、実施された。

編集後記

4. 平成3年度大学入学試験変更点

文学部では、英語の試験に限り辞書の使用が認められた。辞書は「英英辞典」あるいは「英和辞典」のいずれか1冊に限り、大小は問わない。

経済学部では、入学試験科目によってA方式(外国語+社会I+数学)、B方式(外国語+社会I+社会II)のいずれかの選択になった。

医学部では、志願者全員に対して、出身高校で作成した「部活動に関する調査書」の提出を求め、これを第2次試験の際の参考にする。

5. 体育会の活動

本年度の体育会各部の戦績はいま一つの感は否めないが、端艇部カヌー部門の連戦連勝、水泳部葉山部門の大島・館山間遠泳の5泳者完泳をはじめ、団体、個人でいくつかの健闘があった。ただ残念であったのは春秋のリーグ戦における野球部で、とくに春には12年振りで優勝のかかった早慶戦であつただけに一入その感が深い。来年度の奮起を期待したい。

明けて平成3年。慶應義塾は、更なる研究教育の充実に努めつつ、10年後の「独立自尊・迎新世紀」を目指すはずである。

注. 90年慶應連合三田会の開催

今大会は、例年より1ヶ月早く10月14日「21世紀へのスタート・湘南藤沢キャンパスに緑を」を銘打って、日吉キャンパスで行われた。

日吉記念館では「21世紀と慶應義塾」と題するパネルディスカッションがあり、橋本龍太郎大蔵大臣、綿貫民輔建設大臣の外、田村元、中島源太郎、斎藤文夫、久保田眞苗、石原伸晃の各国会議員が出席された。

一方、日吉会堂での「開校記念講演」には、加藤寛総合政策学部長・相磯秀夫環境情報学部長が出席された。

◇平成2年8月早々突発したイラクによるクエート侵攻により世界情勢は急変し、国連安保理事会の数々の決議にも拘らず、12月に到るもクエートよりの撤退が行われないため、平成3年1月を期限に事実上、武力行使のための最後通告がイラクに突きつけられる形になり、余断を許さない一発触発の難しい局面にさしかかっている今日である。

◇慶應義塾・慶應連合三田会では、【湘南藤沢キャンパスに緑を……塾生たちへの贈りもの】のタイトルの下に、新キャンパスを緑でつつむ植樹キャンペーンを現在すすめておられる。

当会は、これに応え、公認会計士・会計士補各位の協力を得、取り纏めて応分の寄附を行うこととし、年末に第一次の寄付金の納付を完了した。まだ未納の会員は、これに賛同の上、当口座宛に振込方、ご協力下さい。

◇本15号では特に塾出身の公認会計士を登録順により5500番台迄226名を取纏めて資料提供した。先輩諸氏の芳名をご覧の上、今後共お互いに相互の親密の度を深める上で参考とされたい。

次号では引続いて、同数程度を取纏めたい。

◇公認会計士三田会会報第15号は平成3年1月22日の総会で配布。更に会計士補受験者のために日吉で行う公認会計士制度説明会（4月上旬）で、参加した塾生諸君へも配布予定（約1000部）。

◇本15号は1月総会配布を目標にしたこともあり執筆者各位には年末を迎える、大変ご無理を願った。

特に石川塾長・田辺課長を始め、塩川自民党税調会長・加藤寛政府税調会長には、時節柄のテーマに応えられたご寄稿を賜り、誠に有難く、紙上より御礼を申し上げたい。

(後記・日本公認会計士協会東京会副会長・西野 清)

公認会計士三田会会報（第15号・1991年1月22日） 1978年1月1日創刊（毎年1回1月刊行）

発行所 〒194 東京都町田市本町田 3450-161

公認会計士 西野清 事務所気付

電話 0427-22-8821

公認会計士 三 田 会 会

編集発行人 西 野 清

振込口座 太陽神戸三井銀行・霞ヶ関支店

(普通) 639-4022583

塾出身の公認会計士・会計士補の有資格者は全員が協力し合って、公認会計士三田会の会員となるよう、左記迄に入会申込を願います。